第八章 重商主義の総括(一)

典型例として毛織物の梳毛用 優遇は国内産業の利害と衝突するため、 抑えつつ、規模が大きく付加 難 たらない。 拡大を抑止する。 入は奨励し、 の職人に優位を与え、 やすことにある。 逆 破 の措置も採られ 輸出 品 奨励 や戦 利品 製造業が成熟し一定規模に達すると用具の製造自体が重要産業となり、 と輸 原料を安く確保して国内 扱 入抑 61 他方で、 具体的には、 る。 を除 制 外国市場 それでも狙い は重 き 少なくとも成文法上は生産用 商主義の二本柱だが、 エド 具 価 製造原材料や生産用の機械 値 の価格競争で他国に勝ち、 の高 $\dot{\mathcal{D}}$ ζ, 1 わゆるウー は終始一 F, の い品目の輸出を拡大する。 実際には用具の輸入はしばしば禁じられてきた。 应 加 世第三年法で禁止され、 工費を下げ、 貫して、 ル 品 カード 目によっては輸出を抑え輸 有利, 完成品の . の の機械や器具の 少量かつ低価格 輸入は、 な貿易差額 ・器具の輸出 この大量を 同 エ アイルランド経 時に製造原 リザベス女王 か に を制 輸 つ高 ょ 入奨励 i の 品 つ て国 額 限 『の輸出》 な 材料 して自 富 は見当 輸 輸 を増 由 の 入 \$ 輸 玉 0 は す

製造用原材料 の輸入は、 当該原材料に か かる関税の免除や輸入奨励金の支給などの優

その後の諸法で恒久化された。

九年法でも再確認され、

遇措置によって、しばしば促進されてきた。

利益は確実に増大し、 的で正当だ。 業者の私益が立法に影響した側面があることは否めないものの、 関税を全額免除する措置が続いてきた。こうした免税や通商上の規制には、 ランド漁業によるアザラシ皮、 の大半、 所定の通関手続きにより、 アイルランドおよび英国植民地産の未なめしの原皮の大部分、 国家財政と両立する範囲で対象をほかの製造原材料にも広げれば、 国益はいっそう大きくなる。 外国産の羊毛、 英国植民地産の銑鉄や棒鉄など、 世界各地の綿花、 未加工の 製造用原材料の輸 政策判断としては合理 英国 亜麻、 商人や製造 のグリー 染料原料 公共 の ン

産 十九年法(第十五章)は、一ヤード当たり十八ペンス以下の価格の英およびアイルラン 四ペンスという高関税がかかっていたのを大幅に軽減したが、さらに数年後の同王第二 き下げ、 の範囲を大きく外れて広げられた。ジョージ三世第二十四年法(第四十六章)は、 シリング、 の亜麻の粗糸 もっとも、 従前は帆布用 スプルースおよびモスコビア産の糸が百重量当たり二ポンド十三シリング 国内の大規模製造業者の強い要請により、免税措置の対象は本来の粗原料 (粗リネン糸)に課していた高関税を一ポンド当たり一ペニーにまで引 糸が一ポ ンド当たり六ペンス、 フランス産の糸が ポ ンド当たり 外国

税、 せ。 品 品を高くするとい ぎり切り下げ、 多くは全国に散在し、 打ちほぐしを除いても、 顧 れ や大商人、工場主、 工 、国産のリネン糸の輸入を奨励して国産糸と競合させ、 ネン布の仕上げよりも糸づくりの工程のほうが みられず、 が必要で、 産リネン るのは富裕で有力な者 の フランス産リネンの国内販売の一 彼らは、 販売から生まれるため、 の輸出に奨励金を与えるとともに、 必要な総労働の五分の四を超える部分が糸づくりに費やされる。 立法を通じて自国産リネン輸出への ときには 織工の工賃もまた抑え込もうとする。 · う 狙 大規模な家内工業の経営者の 支援も保護も乏しい貧しい女性たちである。一方で、大手の親方 圧迫され (J ロのため 織り手一人を常時 は労働者の 完成品 の産業であり、 ためでは は高く売り、 部禁止を勝ち取り自社品の売値を引き上げる一方、 働 な か この 61 貧者や困窮者のための産業は多くの場合 せ 奨励金の付与、 は 材料はできるだけ安く仕入れた 利潤は紡績ではなく織り上がった完成 るには少なくとも三人から四 るか 重商 わずかな税すら撤廃した。 要するに、 主主義の 貧しい に !手間 制度のもとで主に奨励 紡績工の賃金をできるか で、 外国 原材料を安くして完 亜麻 [産リネンへ の 裁培や しか 紡績 の高 いと望 繊 の 紡 工

関

績

亜 麻布輸出への奨励金と外国産リネン糸の関税免除は、 当初十五年の時限措置として

会の会期末で失効する。

ほぼ限定され、奨励金も主として同植民地からの輸入に適用されていた。 製造用原材料の輸入を奨励金で支える制度は、実際には英領アメリカ植民地産の品

導入され、その後二度延長されたが、一七八六年六月二十四日以後に開かれる最初の議

チ、 は一七四一年一月一日に、マスト用材は一七八一年六月二十四日に続く最初の議会会期 拡大された。マスト用材とヘンプの二種の奨励金は率を変更せず継続されたが、ヘンプ 六ポンドを支給し、この適用はスコットランドからイングランドに持ち込まれる分にも 材への奨励金で、対象はマスト・ヤード・バウスプリット用材、ヘンプ、タール、ピッ の終了時に、それぞれ失効した。 製造用原材料の輸入促進策の端緒は十八世紀初頭に導入されたアメリカ産の海軍用資 テレピンに及び、 マスト用材には一トン当たり一ポンド、ヘンプには一トン当たり

般の市販等級で良質かつ清潔なタールは一トン当たり二ポンド四シリングに引き下げら ンドだったが、その後はタールの四ポンドが特定の製法による品に限って維持され、一 たび改定された。初めは一トン当たりタール四ポンド、ピッチ四ポンド、テレピン三ポ ール、ピッチ、 テレピンの輸入奨励金、 いわゆるバウンティは、 実施期間中にたび

れ、 引き下げられた。 製造用品 に基づく、 ピッチは一トン当たり一ポンド、 原 が材料の: 英領プランテーション産の藍の輸入を奨励する制度で、 輸 入に対する第二の奨励金は、 テレピンは一トン当たり一ポンド十シリングへと ジョージ二世第二十一年法 植民地産

(第三十

の価

す

最終的には一七八一年三月二十五日以後に開かれる次の議会の会期の終了時 る時限措置として導入され、 がフランス産の最上級品の四分の三に達した場合に、一ポンド当たり六ペンスを給付 第三の 同 .種の奨励金は、 英国本国が英領アメリカ植民地に対し懐柔策と強硬策を行 延長を重ねたのち、一ポンド当たり四ペンスに 減 に失効した。 (額され、

来し始めたころ、ジョージ三世第四年法 (ヘンプ)と未精練の亜麻(フラックス) (第二十六章)で定められた英領植民地産 の輸入奨励金で、適用 期間 最初の七年は一ト は一七六四年六月 の麻

二十四日から一七八五年六月二十四日までの二十一年にわたり、 たり八ポンド、 トランドは適 次の七年は六ポンド、 用対象外とされた。これは、 最後の七年は四ポンドと段階的 同地が気候的に生産に不向きで、 に設定され、 少量 · ン 当 の低 ス コ

品質な栽培は見られても当該作物の産地としては適さず、 をイングランド向けにも広げるとイングランド南部の在来生産を過度に損なうおそれが さらに同地産 0 亜 麻 の 奨励

あると判断されたためである。

糸は 十ポンド、最後の七年間は十五ポンドを給付する三段階の逓減方式だったが、養蚕と製 二十一年とされ、最初の七年間は輸入額百ポンドごとに二十五ポンド、次の七年間は二 角材が八シリング、最後の三年はディールが十シリング、 は顕著な成果や波及効果は見込みにくいとされた。 輸入促進を図るもので、適用期間は一七七○年一月一日から一七九一年一月一日までの (一荷) 当たり十二シリング、次の三年は同じ単位当たりでディールが十五シリング、 なディール(製材板)は百二十枚ごとに一ポンド、その他の角材は五十立方フィート での九年間適用された。給付額は三段階で三年ごとに引き下げられ、最初の三年は良質 カ産の木材の輸入に対して設けられ、 第五の奨励策は、ジョージ三世第九年法(第三十八章)に基づき英領植民地産生糸の いずれも労働集約的でアメリカでは賃金が高かったため、 .種の奨励金のうち第四のものは、ジョージ三世第五年法 一七六六年一月一日から一七七五年一月 角材が五シリングとされた。 (第四十五章) によりアメ この程度の優遇や給付 日ま

民地産の樽材(パイプ用・ホッグスヘッド用・バレル用の板材およびヘッディング)の

第六の輸入奨励金は、ジョージ三世治世二年法(第五十章)により創設され、

英領植

F, 輸 日までの九年とされ、 入に対して支給されたもので、 支給額は三年ごとに逓減し、 適用期間は一七七二年一月一日から一七八一年一月 最初の三年は所定数量ごとに六ポ

次の三年は四 ポ ンド、 最後の三年は二ポンドと定められた。

同

種

の奨励金のうち第七にして最後の制度は、

ジョージ三世第十九年法

(第三十七

せ が見込まれた。 らず険悪だったものの、このアイルランド向けの措置はアメリカ向けの施策よりは た;制度成立当時、 日までの二十一年間 よび未精練亜 たが、 に基づくアイルランド産の麻の輸入に対するもので、 未精練亜麻 麻 の輸 英議会とアイルランド議会の関係はかつての英本国と米: は対象外として英本国 を七年ごとの三期に区分し、 入奨励に倣い、一七七九年六月二十四日から一八〇〇年六月二十 ロの亜麻が 各期の支給水準も米植 栽培を過度に萎縮させない 制度設計は米植民地産 |民地向 いよう配 植 民地 け ŕ 一の麻 合 好 に 慮 劣 ゎ 四 お

基 本 ・国に戻るから本国の支出で貧しくはならないとする重商主義の発想に根ざして 莲 北 米植 は 植 民 民地 地 産 の の 利益も富も本国 同 品目に は輸 のものとみなし、 入奨励金を与え、 植民地 他国 産 には高関税 の送金は貿易差額 を課すとい によって いう二重

植 民地はあらゆる面で自国の所有物であり、その改良への支出は自国資産の改善と自国

の 民の雇用拡大に資すると位置づけられてきた。しかし、この仕組みの誤りはすでに痛切 な経験によって明らかであり、 部であったとしても、これらの支給は生産奨励金とみなされ、 多くを述べるまでもない。仮に北米植民地が実際に英国 従来の生産奨励 般

抑制されてきた。 製造用原材料の輸出や国外搬出は、 全面禁輸や高率の関税・輸出税によってしばしば

の批判を免れない。

か 収入の確保を目的とする法律の厳罰性は、 原毛供給者に対する独占という第二の壁まで築いて、二重の独占体制をつくった。 認めさせる点で、他のどの業種にも抜きん出て成功した。 古代アテネのドラコンの法に倣えば、こうした法律はまさに「血で書かれている」。 ものとして、 を実現して消費市場での独占を確立し、続いて生きた羊と原毛の輸出も禁じ、 つ抑圧的な独占を支える法律に比べれば、最も苛烈な歳入法でさえなお穏当である。 英国の毛織物業者は、 たしかに批判に値する。 国家の繁栄が自らの事業の成否と拡大にかかっていると議会に しか 本来無害とみなされてきた行為に重罰を科す Ļ 商人や製造業者の圧力で成立し、 まず外国産毛織物の全面禁輸 羊農家や 不条理 租税

エリザベス一世治世第八年法(第三章)は、羊・子羊・雄羊の輸出者に対し、初犯で

で打ち付けてさらすという厳罰を科 産の永久没収と一年の禁錮 に加え、 į その後に市 再犯は重罪 場 町で市が立つ日に左手を切 (フェロニー) として死刑 に 断 処 す

した。 と定め、 続くチャールズ二世治世第十三・第十四年法 イングランドの羊の品種や血統が海外で繁殖 (第十八章) は、羊毛 拡散するのを防ぐことを目的 (原毛) 0

輸出自体を重罪とし、

重罪人と同じ没収および刑罰を科す規定を置い

た

化 明文の廃止規定が確認できず、 なかっ 重 廃止と解 たな罰則を定め、 を含む)一頭につき二十シリングの罰金と当該羊および船舶の船主持分の没収という新 第十二年法第三十二章第三条が旧来の刑罰を明示的に失効させることなく、 |罪化条項) に伴う過度の厳罰がかえって訴追を妨げてきたとの反省から、 一家の名誉と人道の理念のためにも、 たと信じたいし、 し得る余地が は ウィリ 従前 Ź ある。 の極刑を ム芸 そうであったと期待する。 世第七・八年法第二十八章第四条で明確 を事実上適用停止にした、 ホー 方、 後者 丰 ・ンスは、 これらの苛烈な法はいずれも実際に (チャ なお有効と解してい 1 ル 前者 ズ二世第十三・十四 すなわち実質的な無効化または (エリザベ 、るが、 その重罪部分の撤 スー に 年法 チャ 世第 廃 止 輸出 され、 は の羊毛 1 八年法) 執行され ルズ二世 (未遂 回 輸 は が

収され、 る。 (フェロニー) なかったのか、 代理人や取引相手に自らの債権や勘定の支払いを請求できず、資産や支払い 納付できなければ七年の流刑となり、 らず破滅させる意図がうかがえる。もっとも、 ンド当たり三シリングの科料 定める罰則は依然として過酷だ。 とはいえ、それでもなお、この「緩和」後の法律と、 船長と乗組員は全財産没収と三か月の禁錮(後の法律では船長は六か月)とな に問われる。 この条項が実際に適用された例は伝わっていない。 違法と知りつつ船を提供した船主は船と艤装の持ち分を没 (市場価値の四、五倍) 貨物は没収され、 満期前に帰国すれば聖職者特典の適用 国民の倫理は立法者ほどには堕落して 羊毛の輸出またはその未遂には を科す。 なお撤回されていない旧条項が 有罪となっ 判決後三か月以内 能力 た商 のな に関 人は (J 重 ポ 罪 に わ

し一ポンドにつき三シリングの科料を課す。 ればならない。 Wool」 または 容器を用 羊毛の輸出抑制 いてはならず、 これに違反した場合は内容物と容器を没収し、所有者または梱包者に対 「Yarn」を高さ三インチ のため、 革袋または梱包用クロスで包む方法に限 国内 の取引や流通に厳格な規制を課す。 (約七・六センチ)以上の大文字で明記しなけ 海岸から五マイル(約八キロメートル)以 梱包には箱 る。 包みの外側 や樽 には

内 毛と の 地 馬 域 および では、 馬や荷 車 両を没収する。 車による陸上運 沿岸に接するハンドレ 搬 ば 日 の出から日没までに限り、 ッド から、 また 違反 は 同 所 したときは を経 由

て羊毛が搬出または輸出された場合は ときは二十ポ ンド、 + ポンド以上のときはその三倍額に 地域連帯責任が生じ、 訴訟費用 羊毛 0 価 の三倍を加 値 が $\tilde{+}$ ポ えた金質 ンド 未 満

場合と同様とする。 て提起し、 を請求する。 その負担 提訴期限 定め は は 几 られ 半期 一年以内とし、 裁 た額を下 判 所 が 回る示談に応じた者は五年の禁錮とし、 他 訴えは当該ハンドレッドの住民二名を被告とし の 住民に賦課して補填する。 これは強盗 誰 でも 事 件 訴 の

刈り取りから三日以内に羊毛フリー 加 に えを提起できる。 えて、 提出、 ケント州とサセックス州では規制 両 搬出 州 0 海 前 これらの規定は王 岸 には移 か ら十五 動予定の数量と重量、 7 1 ル 巻 が 国 スの総数と保管場所を記載した書面を最寄 全域 ζ ý の者は、 っそう厳しい。 Ĉ 適用する。 売却先の氏名と住所、 購入した羊毛を同圏 海岸から十マイル圏 内 搬 ||入先も| で 切 の が所有者が 転 届 ŋ 売 け出 Ó 税 し な 関 は

0 を経ずに 科料が課される。 とする保証 海岸側 金付き誓約書を王に差し入れるまでは購入できな へ運搬した羊毛は没収され、 届出のない羊毛を同圏内に置いた場合も押収または没収の対象とな 違反者には重量一 ポンドにつき三シリング ° 1 手続や 葆 証 の 履 行

11

れ 訴訟費三倍の支払いを保証する担保を王室会計院 ばならな 没収後に返還や所有権の主張を行う者は、 これらの規定は全国法の範囲内で両州に特則として適用される。 審理に敗れた場合に通常 (エクスチェッカー) に差し入れ の罰 萴 に加えて

て重量一ポンド当たり三シリングが上乗せされる。 税関職員の立会いなく一部でも荷揚げした場合は、 毛については、 五マイル圏内でも妨げない。その条件は、 年法第三十二章は一定の緩和規定を設け、 五マイル 厳格に管理される。羊毛を海上で他港へ送るために海港へ運ぶ所有者は、その港の半径 までに同 ス 羊毛輸出規制に に の正確な枚数と保管場所を自署の書面で最寄りの税関 申告しなければならず、怠れば羊毛は没収され、 .陸の流通が厳しく規制されている以上、 様 (約八キロメートル)圏に入る前に、 の方法で移動の意図を通知することとされる。 関する既存の法令による罰則も科される。 出港に際し仕向港で確実に揚陸する旨の保証を差し入れなければならず、 刈り取り後十日以内にして移動前に、 刈り取り場所から自宅への持ち帰りは海 沿岸での取引、 出港地の税関で重量、 通常の没収に加え、 馬や荷車などの運搬手段も没収され へ届け出、 ただし、 あわせて、 輸送、 ウィリアム三世 航行の自由度も低く、 さらに移 沿岸航路で運ぶ羊 荷印、 通例の科料とし 動 包数を事前 の三日 フリー から 第 前

然価

:格という適正水準より低く抑えることが規制

の明示的な目的であり、

その狙

いどお 格を自

市

場で通常

「劣等品質」とされる羊毛の相場をしばしば下回ったと指摘

ある牧師ジ

3

ン・

スミスは、

国内で最上級とされる英国産羊毛の

価格

が

ア

 Δ

ステ

ル

ダ

2

価

額 をほ る。 の ほ 上 最高で特異な優位 羊毛だけで織られ、 の |質な布にもならな ぼ 毛 無批判 毛織物 利益を得られると説いた。 ぼ独占でき、 織物業界は、 ic に 信 疎い じられ 競争が、 極端 人や事情に不案内で深く調べない多くの人の間に今なお広く流 性 が 61 、と喧伝 てい あ 英国産の羊毛は混紡にも向 か ~つ異例 ないため価格は自由自在に決められ、 ŋ, る。 他 し この「教義」は、 の規制 しか た。 国 産 し事実は逆で、 し の羊毛は英国産を混ぜなけ したがっ や統制を正当化するため、 て輸出を完全に止め 声高な主張ほど広まりやすい かず、 高級 ク 混ぜれば生地の格や品位を下げ П スや上質な布 貿易 'n 英国 ħ ば満足の の差益 ば世 産の羊毛こそ世 界 で短期 は i s の毛織物 スペ く製品 のと

艄

市 に

界

同 に

じ 巨 場

イ

ン産

が エドワー 烫 述のとおり、これらの規制は英国産羊毛の価格を自然価格より下げるだけでなく、 んだスコ ド三世 ットランド産でも価格が約半値に落ちたとされる。 期 の実勢をも大きく割り込む水準まで押し下げ、 合同 『羊毛 !の結果同 П 想 録 じ の 枠 著者 絈

ŋ

の効果があったのは疑いないとしている。

た

K 需要の小幅な縮小を経由する限定的な減産にとどまる。 は、 れ 埋め合わせで相殺されやすいからだ。さらに、改良と耕作が進んだ国では、 は、牧羊の主な収入源は羊毛ではなく枝肉であり、毛価の不足分は多くの場合、 合計として地主や農家に必要額が支払われる限り、その内訳がどこにどれだけ割り振ら ないため、毛や皮で賄えない分は枝肉に配分され、 を自然水準以下に抑える規制は、 主張だ。だが、年産への影響は小さく、 市場で価格が自然水準まで上がっていれば、 るかは本質的 おける家畜価格は、 羊毛安が生産意欲をそぎ、 羊毛安それ自体が年産を大幅に縮める公算は小さく、 な問題ではなく、 地代と農家の利潤や期待利潤を賄える水準でなければ飼 年産を大きく減らしたという見方がある。 二の次だ。したがって、 結果として食肉価格を押し上げる方向に働 せいぜい小幅にとどまると見られる。その理由 現状より多く生産されていたはずだという その分が枝肉価格に上乗せされる。 成熟した農業国や成熟経済 あるとしてもマトン高に伴う 自由 羊毛や原 で開 養が続 改良 肉 か れ 価

か

で

地 皮

0